

第 87 回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会
議事録

(開催要領)

- 1 日 時 平成 29 年 4 月 5 日 (水) 14:00～16:00
- 2 場 所 中央合同庁舎第 8 号館 8 階特別大会議室
- 3 出席者

会長	辻村 みよ子	明治大学法科大学院教授
委員	阿部 裕子	特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら理事
同	可児 康則	名古屋第一法律事務所弁護士
同	小西 聖子	武蔵野大学人間科学部長
同	木幡 美子	株式会社フジテレビジョン放送文化推進局 C S R 推進室部長
同	種部 恭子	公益社団法人日本産婦人科医会常務理事
同	納米 恵美子	特定非営利活動法人全国女性会館協議会代表理事
同	原 健一	佐賀県 D V 総合対策センター所長
同	山田 昌弘	中央大学教授
同	山本 恒雄	社会福祉法人恩賜財団母子愛育会愛育研究所客員研究員

(議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 女性に対する暴力に関する取組について
 - (2) いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「J K ビジネス」問題等について
 - (3) 「女性活躍加速のための重点方針 2017」に盛り込むべき重点取組事項について
- 3 閉 会

(配布資料)

- 資料 1 「女性活躍加速のための重点方針 2017」策定関係資料 (議事 1・3 関係)
- 資料 2 いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「J K ビジネス」問題等関係資料
(議事 2 関係)
- 資料 3 内閣府説明資料 (議事 3 関係)
- 資料 4 厚生労働省説明資料 (議事 3 関係)

○辻村会長 それでは、ただいまより第87回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催いたします。

私は、会長を務めます辻村みよ子でございます。よろしくお願いいたします。

このたび3月に委員の改選がございまして、一部交代となっております。新しい委員の皆様の名簿につきましては、お手元に資料がございますので、御覧いただきたいと思っております。

この専門調査会では、女性に対する暴力の根絶に向けた諸課題について議論していくことになります。本日がこの委員交代後の初めての会合になりますけれども、今後、皆様とともに活発な議論が行えますことを期待しております。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、井田委員のみ御欠席でございます。

本日の議事といたしましては、まず、女性に対する暴力に関するこれまでの取組について、事務局から御説明いたします。次に、3月まで専門調査会で検討してまいりました、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題及び「JKビジネス」問題に関する政府の対応について、事務局から説明いたします。その後、本日は委員交代後最初の会合ということですので、女性に対する暴力に関しまして、各委員のこれまでの御経験等から今後取り組むべき課題について自由に御発言いただき、意見交換を行いたいと考えております。そして、最後に、「女性活躍加速のための重点方針2017」に盛り込むべき重点取組事項について、内閣府及び厚生労働省からヒアリングを行います。

○馬場暴力対策推進室長 カメラ撮影はここまででお願いいたします。

(報道関係者退室)

○辻村会長 さて、本日は、委員の皆様から簡単に意見の交換をとということですが、最初に自己紹介ということで簡単に御挨拶いただきたいと思っております。時間の都合上、お一人2分以内ということで簡潔に、お手元に配付しております委員名簿の順にお願いします。

阿部委員から、どうぞよろしくお願いいたします。

○阿部委員 特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずらの理事をしております阿部と申します。

「JKビジネス」あるいはアダルトビデオの問題については、に深刻な被害というふうに思っておりますので、政府の迅速な対応ということで、きょうは非常に意義ある会議ではないかということをご期待しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、可児委員、よろしくお願いいたします。

○可児委員 弁護士の可児康則です。よろしくお願いいたします。2000年4月から弁護士をしておりますので、ちょうど今、18年目に入ったところです。女性への暴力との関係で言いますと、ふだん私はDV被害者の依頼を受けて事件にかかわることが多いものですから、そういった形でDV被害者支援に取り組んでおります。

それから、内閣府との関連になりますと、加害者対応マニュアルの作成にかかわらせていただいたのが最初、平成22年にございまして、平成27年に加害者更正の関係での検討会に参加させて

いただきました。そういったこともあって、今回またお声かけいただいたのかなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○辻村会長 どうもありがとうございました。

それでは、木幡委員、お願いいたします。

○木幡委員 皆さん、初めまして。フジテレビの木幡美子と申します。

私は、入社以来20年以上ニュースを伝えるアナウンサーの仕事をしておりまして、その当時から女性への暴力に対するニュースが非常に多いなと感じておりまして、何とかならないものかと思っておりました。その後、メディアがどのように社会課題の解決にお役に立てるのかということを考えるCSR推進室というところに異動になりまして、今、こちらで5年ほど勤務しております。その中でいろいろな取組をやっているのですが、臨海副都心エリア、お台場を中心としたエリアをパープルにライトアップするということを提案いたしまして、2年連続で実施いたしております。そんなこともありまして、今回この調査会に入れていただいたのだと思いますが、主に情報発信とか啓発、そういった点において微力ながらお手伝いできればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○辻村会長 どうもありがとうございました。

それでは、小西委員、お願いいたします。

○小西委員 武蔵野大学人間科学部長をしております小西でございます。

私は、精神科医、臨床心理士としての専門は医学的に言えばPTSDの治療、社会的に言えば被害者の支援です。特に女性に対する暴力の被害者の実際的な心理的な支援ということを専門にしてやってきました。この専門調査会も、以前にもメンバーとしていただきましたし、まだ国会を通過しておりませんが、強姦罪の改正についての法制審議会の部会委員もさせていただきました。そういう点では、私にとっては女性に対する暴力は自分のメインフィールドだと思っております。加えていただいて大変ありがたく思っております。

○辻村会長 どうもありがとうございました。

それでは、種部委員、お願いします。

○種部委員 産婦人科医の種部です。富山県で産婦人科のクリニックをやっています。被害者の支援にずっと携わってきまして、この委員会は平成25年まで担当させていただきましたけれども、しばらくあきまして、またきょうこの場に呼んでいただいて、ありがたいと思っています。

ちょうどこのブランクがあった間に、警察庁のほうの事業で証拠採取だけを先に行って匿名で警察に保管するというDNAの保全の仕事を実際にクリニックとして担当させていただきましたし、それをしばらくやってまいりました。現場では、やはりいろいろ課題がございまして、きょう、またこういう立場でいろいろ課題について発言させていただく機会をもらいまして、大変よかったですと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○辻村会長 ありがとうございました。

それでは、納米委員、お願いいたします。

○納米委員 特定非営利活動法人全国女性会館協議会代表理事の納米と申します。

私どもは、全国にあります男女センターですとか女性センターのネットワーク組織でして、現在、84のセンターが会員として加入しております。男女センターでは、大体8割から9割ぐらいで相談事業が行われておりまして、相談には、暴力を受けた主に女性からの相談が多数寄せられております。そうした関係でこの場に呼んでいただいているのかなと思います。また、当事者の声をこちらのほうにお届けするという役割も担っているのかなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、原委員、お願いします。

○原委員 佐賀県DV総合対策センターで所長をしております原と申します。

佐賀で仕事をするようになりまして11年目になるのですが、実はこの委員は、多分連続しては私が一番長く委員を務めさせていただいていると思います。この間、2度、男女の基本計画の策定にかかわりを持たせてもらい、特にDVの計画などにも意見を述べさせていただきました。また、こちらでいろいろな刺激をいただいた中で、佐賀県で性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを立ち上げたりなど、私にとっても非常に勉強になるすばらしい委員会だと思っております。また引き続き、よろしくお願いいたしますと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、山田委員、よろしくお願いいたします。

○山田委員 中央大学文学部教授の山田と申します。家族社会学、ジェンダー論、セクシュアリティ論等を専門としております。

原委員が連続して一番長くなのですけれども、多分、私は、ブランクがあったのですが、10年ぐらい前からこの委員を務めさせていただきまして、この10年の間に本当にウイングをどんどん広げていったのだなという感想を持っています。最初は物理的な暴力だけだったのが、言葉の暴力とかストーカーといったようなもの、メール等による暴力、さらには対象に関しても、ただ単に配偶者だけではなくて、一般的な性的暴力、さらには前回審議した「JKビジネス」やアダルトビデオ強要出演など、いろいろ広げてきたということは、私としてはこの委員会が非常に意義深いと思っております。あらゆる性的な関係に関する暴力を漏れなく拾っていくということで、非常に意義深い委員会だと思っております。よろしくお願いいたします。

○辻村会長 どうもありがとうございました。

それでは、山本委員、よろしくお願いいたします。

○山本委員 山本恒雄です。愛育研究所の客員研究員をしております。もともとは大阪府の児童相談所におりまして、その後、厚生労働省の児童相談所の性的虐待対応ガイドラインの策定にかかわりまして、その一方で全国をうろうろしている毎日です。

大阪では性暴力救援センター「SACHICO」の運営にかかわっておりますが、まだまだ子供の性暴力被害というのはたくさん暗数の中に隠れています。そういう意味では、何かこの場を有効なキーにして、多くの子供たちに手が届く策定がいろいろ進めばいいかなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○辻村会長 どうもありがとうございました。

それでは、私のほうで簡単に自己紹介させていただきます。

私は現在、明治大学法科大学院におりますが、2013年に東北大学から明治に移りました。専門は憲法学、比較憲法学、ジェンダー法学などで、2004年からジェンダー法学会ができて理事長も致しました。

内閣府では、ポジティブ・アクション研究会が2005年から始まりまして、それ以降、基本問題・影響調査専門調査会でお世話になっておりましたけれども、平成23年、2011年から男女共同参画会議の会議員に就任しまして、暴力の専門調査会の会長をさせていただいております。この調査会はDV、ストーカー、性犯罪、非常に対象が広がっておりまして深刻な問題が実にたくさんあるということを実感しております。この調査会の結果が強姦罪の構成要件見直しなど刑法改正につながってきておりますので、今後とも皆様どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、ありがとうございました。

事務局から簡単に自己紹介をお願いいたします。では、局長から。

○武川局長 局長の武川でございます。よろしくお願いいたします。

○大塚審議官 審議官の大塚と申します。よろしくお願いいたします。

○岡本審議官 同じく審議官の岡本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○久保田参画官 男女共同参画官を拝命しました久保田でございます。よろしくお願いいたします。

○大隈推進課長 推進課長の大隈と申します。よろしくお願いいたします。

○馬場暴力対策推進室長 暴力対策推進室長の馬場と申します。よろしくお願いいたします。

○辻村会長 どうもありがとうございました。

それでは、本調査会の運営規則8条において、会長は会長代理をあらかじめ指名することとなっております。今期は、男女共同参画会議の会議員にもなられております小西委員を会長代理として指名させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から会議資料の確認をお願いいたします。

○馬場暴力対策推進室長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

本日の会議資料は、議事次第にございますとおり、資料1から4まででございます。資料1が重点方針2017の関係で、枝番が4までついております。資料2がアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題の関係の資料で、枝番が2まででございます。資料3が内閣府からの説明資料、資料4が厚生労働省からの説明資料となっております。また、資料番号はございませんけれども、啓発サイトの資料をつけさせていただいております。

このほか、女性に対する暴力をなくす取組の啓発バッチとしてパープルリボンをお配りさせていただいております。どうぞ御利用いただければと思います。

資料が大部になっておりますので、不足等ございましたら、事務局までお申しつけください。

以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございました。

それでは、本日の議事に入ります。議題（１）女性に対する暴力に関する取組についてということで、これまでの取組について、事務局からまず説明をしていただくことになっております。よろしく申し上げます。

○馬場暴力対策推進室長 では、引き続きまして、あわせてお配りしております赤い紙ファイルと資料１に基づきまして、御説明させていただきたいと思っております。

まず、赤いファイルの参考資料３、赤い附箋をつけておりますが、こちらを御覧いただければと思っております。女性に対する暴力に関する専門調査会についてすけれども、この専門調査会は、男女共同参画会議のもとに置かれているものでございます。男女共同参画会議は、上の黄色い箱にございますけれども、平成13年の中央省庁再編で男女共同参画基本法に基づきまして内閣府に設置されています重要政策会議の一つでございます。主な役割としましては、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針や政策、重要事項の調査審議等を行うこととなっております。議長は内閣官房長官で、国务大臣と有識者議員から構成される会議となっております。この専門調査会との関係では、辻村会長と小西会長代理に有識者議員を兼ねていただいているところでございます。

１枚おめくりいただきまして、続きまして、女性に対する暴力に関する専門調査会について、簡単に御説明させていただきます。この専門調査会は、平成13年に、ただいま申し上げました男女共同参画会議が設置された当初から設置されております。配偶者からの暴力、ストーカー事案、性犯罪等の各分野を念頭に置きつつ、暴力防止や被害者支援などの今後の施策の在り方などについて調査検討を行うこととなっております。委員の皆様は、本年３月22日からとなっております、任期は２年でございます。

最近の報告書ということで、下の青枠の中に入っておりますけれども、４つございまして、平成24年には性犯罪の対策の推進として、女性に対する暴力を根絶するための課題と対策について取りまとめたいただき、また、本年３月には、若年層を対象とした性的な暴力の現状と課題ということで、いわゆる「JKビジネス」とアダルトビデオ出演強要問題について報告書をまとめたいただいております。

続きまして、この報告書の説明をさせていただこうと思っております。参考資料９になります。紫色の附箋を付させていただきます。本年３月にこの専門調査会でまとめた報告書の概要でございます。背景としましては、いわゆる「JKビジネス」で働き、性的な暴力の被害に遭う問題や、アダルトビデオへの出演を強要される問題などが発生しており、若年層の女性を狙った性的な暴力の問題が深刻な状況であったことに鑑みまして、昨年政府で取りまとめた男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項、また、女性活躍加速のための重点方針2017におきまして、その実態把握に取り組むこととされました。

これを受けまして、一番下の箱にございますけれども、当専門調査会におきまして、昨年６月から計４回にわたり、民間団体、有識者の皆様、地方公共団体、関係省庁からヒアリングを行いまして、本年３月に現状と課題を整理したものでございます。

１枚おめくりいただきまして、まず、「JKビジネス」の状況はどういったものかということ

で、「JKビジネス」とはどんな営業で、また、右側にございますが、どういった危険性があるか、被害状況等はどうなっているか。また、被害者が抱える困難ということで、左下にございますけれども、例えば家庭や学校に居場所がないとか経済的困難を抱えている場合がある障害がある人が少なくないといった発表があり、盛り込んでおります。また、被害者の傾向としては、右下の箱にございますけれども、危険性の認識が低く、性的な問題もございますので、公的な支援等に結びつきにくいといったことが発表されたところでございます。

1枚おめくりいただきまして、アダルトビデオ出演強要問題の状況について御説明させていただきます。こちらにつきましても、報道等で既に御承知かもしれませんが、昨年3月にヒューマンライツ・ナウが報告をまとめて以降、報道でも取り上げられているところでございます。どういった危険性があるか、また、被害者の状況としては、「JKビジネス」と同様に若年層の女性の被害者が多く、公的な支援にはなかなか結びつきにくいといったことが発表でございまして、記載させていただいております。

次に、1枚おめくりいただきまして、国民や若年層の意識ということで、内閣府の男女共同参画局で、左側にございますけれども、インターネット調査を実施させていただきました。モデルやアイドル等の勧誘をきっかけにしまして、同意していない性的な行為の撮影を求められることがあったかどうかといった質問を行いまして、契約をした人のうち、約4人に1の方がそういった経験があると答えている結果がうかがえたところでございます。

こうしたことに対しまして、政府としましては、もう一枚おめくりいただければと思いますけれども、各行政機関で厳正な取締り等をはじめ、教育・啓発だとか相談支援の充実等の取組を行っているところでございます。

また、左下の箱にございますが、民間の支援団体では、若年層の女性に対する支援を行っていたり、右下の箱にございますが、アダルトビデオに関する業界団体等では、健全化に向けた取組が行われているところでございました。

最後に、今後の課題ということでまとめさせていただいたものが下の箱に5つございますけれども、さらなる実態把握を行うとともに、取締り等の強化、教育・啓発の強化等の取組を行いつつ、一番上の○にございますけれども、関係府省庁においては、各課題について検討を行い、着実に実施してもらいたい。また、速やかに取り組む必要があるものについては、相互に連携をしつつ、スピード感を持って対応してもらいたい。そして、3つ目の○でございますけれども、被害の予防及び回復に向けた必要な施策について、この進捗状況も踏まえて検討する必要があるので、当専門調査会でも随時フォローアップを行うといったことをまとめさせていただいております。

この報告書を受けた対応につきましては、後ほど説明させていただこうと思います。

続きまして、政府の取組状況について御報告させていただきます。参考資料8ということで、青色の附箋をつけさせていただいております。現在、政府では、平成27年12月にまとめました第4次男女共同参画基本計画におきまして、第7分野に女性に対するあらゆる暴力の根絶という一つの分野を設けて、これに基づき取組を進めております。基本的な考え方のところにございます

けれども、女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、その予防と被害からの回復のための取組を推進して、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、国としての責務と位置づけております。

こうした考え方のもと、一番下にございますけれども、ちょっと字が小さくて恐縮でございますが、基盤づくりの強化を図るとともに、配偶者からの暴力、ストーカー事案、性犯罪などの暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進することとしております。

成果目標としては、こうした取組の実施によりまして、真ん中の箱にございますけれども、配偶者からの被害を相談した人の割合の目標を高めるとか、右下にございます、ワンストップ支援センターの設置数を平成32年までに各都道府県で最低1か所設置するといった目標を掲げているところでございます。

また、基本計画に基づき取組を進めつつ、平成27年以降、毎年5月から6月ごろに重点的に取り組むべき事項を取りまとめた女性活躍加速のための重点方針を策定しております。本日この後、議題（3）で御検討いただくのは、本年策定する重点方針2017の策定に向けてのものでございます。

参考資料5を御覧いただければと思います。緑色の附箋をつけさせていただいております縦の資料でございますけれども、こちらが昨年策定しました重点方針2016になります。性犯罪への対策の推進だとか、ストーカー事案への対策の推進、DV被害者への支援の充実等、また、女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくりということで、この中に先ほど御説明いたしました、本専門調査会で議論しました「JKビジネス」等の実態把握に取り組むといったことも記載されているものでございます。

最後に、議題（3）の御検討に先立ちまして、本年策定する重点方針2017について御説明させていただこうと思います。こちらに今日お配りしている資料1になります。クリップを外していただければと思います。

最初に、資料1-2を御覧いただければと思います。こちらは、3月24日に開催されました男女共同参画会議におきまして、加藤大臣から重点方針2017の検討方針についてということで提示させていただいたものでございます。ここには重点方針2017策定の基本的な考え方と、今後どういったものについて検討するかという具体策について、その考え方を記載してございます。

全体の議論につきましては、重点方針専門調査会で議論いただいておりますけれども、女性に対する暴力に関する部分につきましては、この専門調査会で御議論いただきまして、会長から重点方針専門調査会に御報告いただくことになっております。

基本的な考え方では、1つ目の●に「第4次男女共同参画基本計画」に掲げた成果目標を着実に達成するため、取組をさらに加速していくとしているとともに、一番下から2つ目の●にございますけれども、女性が活躍していくための前提となる安全で安心な暮らしの基盤整備のために、女性に対する暴力の根絶に向けた取組を加速する必要があるという旨を記載させていただいております。

また、検討する主な具体策につきましても、裏面になりますが、下から2つ目の●に女性の安

全・安心な暮らしの実現としまして、性犯罪、ストーカー事案、配偶者等からの暴力、若年層を対象とした性的な暴力の根絶に向けた取組の推進が掲げられております。

資料1－3は、先日の参画会議の議事要旨でございます。この場では、辻村会長から、女性に対する暴力に関してはさまざまな課題があり、重点方針において取り上げるとともに、各大臣におかれても積極的な取組をお願いしたい旨、御発言いただいております。

次に、資料1－4の縦長のオレンジ色の資料を御覧いただければと思います。今後のスケジュールでございますけれども、下半分になります、この調査会を今回を含めまして4月中に2回開催いたしまして、各府省からヒアリングを行った上で、この専門調査会において重点的に取り組むべき事項を取りまとめまして、5月中旬開催予定の重点専門調査会に報告した上で、5月中下旬に開催されます男女共同参画会議において、その重点取組事項を決定するという流れになっております。その上で、5月下旬から6月上旬にかけて、すべての女性が輝く社会づくり本部で、重点方針2017を決定するという段取りでございます。

最後に、駆け足の説明で来て申し訳ございませんが、最初の資料1－1を御覧いただければと思います。左から2つ目の四角に2016年度とございますけれども、昨年5月下旬に策定しました重点方針2016に基づきまして、関係府省では、矢印が横に伸びておりますけれども、2017年度の必要な予算要求を行った上で、今年度、事業を進めているところでございます。

また、下の矢印になりますが、運用等により実施していく取組もでございます。

下に赤い吹き出しがございますけれども、このような2016年度に実施した施策の実施結果や、2017年度の予算の状況を踏まえ、委員の皆様には、真ん中の黄色い四角でございます重点方針2017に盛り込むべき事項について御議論いただきたいと考えております。重点方針2017には、そこから黄色の矢印が出ておりますけれども、2016と同様に、2018年度に新たに予算関連施策として実施する施策、また、今年度中に実施したり、法令改正や運用などにより実施することが可能な施策が盛り込まれることとなっておりますので、その点を前提に御議論いただければと思います。

以上でございます。

○辻村会長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局から、調査会の体制からこれまでの取組、第4次基本計画の中の関連の箇所を踏まえまして、5月から6月にかけて取りまとめます重点方針2017に至る流れを説明していただいたわけですが、今の説明でわかりにくかったところや確認しておいたほうがいいと思われるようなことなど、御質問とかはございますでしょうか。

小西委員、どうぞ。

○小西委員 質問です。よくわからなかったので教えてください。

2017年度予算の執行や法令改正は対象になるというお話をされていたのですが、それは具体的に言うと、例えば刑法改正がなされるであろうということに関しての何らかの施策を考えてもよいということなのですか。

○馬場暴力対策推進室長 今後、今回と次回に分けて、各府省からそれぞれの取組状況だとか今後の取組について説明させていただきます。法務省の施策につきましても、次回の専門調査

会で説明させていただこうと思いますので、そこで御議論いただければと考えているところでございます。

○小西委員 私が聞きたいのは、そういうことが起こってくるということを前提とした施策みたいなこと、当然、内閣府の施策としてそういうことが考えられ得るのかどうかということを伺いたかったのです。

○馬場暴力対策推進室長 そこも含めて議論いただければと思います。

○辻村会長 ただいま言及されました刑法改正については、まだ国会を通過しておりませんが、もちろん法務省や警察庁のほうでも、これが通ったらどのような対応をするかということはお考えになりますので、恐らくは4月末のこの専門調査会でそういったヒアリングが可能となるものと考えております。それに基づいて、重点方針2017の中に反映させていくべく、我々が議論をするという流れになっております。

なかなかわかりにくいと思いますが、ほかに同じような御趣旨で御質問等ございますか。

それでは、皆さんからご意見を伺う前に、もう一つの議題（2）で、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題に特化した説明があるということです。それでは、よろしく願いいたします。

○馬場暴力対策推進室長 続けて失礼します。先ほど御説明させていただきました専門調査会の報告等を踏まえまして、政府における対応につきまして御説明させていただきます。

資料2-1でございます。先ほど御説明いたしました報告書等を踏まえまして、政府におきましては、左下の検討体制というところを御覧いただければと思いますけれども、3月21日に加藤大臣を議長としまして、関係7府省の局長級を構成員とする関係府省対策会議を設置いたしました。

これを踏まえ、右側のスケジュールになりますが、3月31日に第2回の対策会議を開催しまして、緊急対策というものを取りまとめたでございます。

1枚おめくりいただきまして、2枚目を御覧いただければと思います。緑色の資料でございます。このタイミングで緊急対策を取りまとめた趣旨でございますけれども、4月から始まります年度当初というのは、進学や就職等に伴いまして、若い方の生活環境が大きく変わる時期で、アダルトビデオの出演強要とか「JKビジネス」といった被害に遭うリスクが高まることも予想されますので、新たな被害者を生まないため、また、万一被害に遭われた方を支援するために、必要な対策を緊急かつ集中的に実施しようということで取りまとめたものでございます。

本年4月を、そこに書いてありますが「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」といたしまして、関係府省は相互に連携しつつ、政府一体となって、必要な取組を行うこととしております。

具体的な取組につきましては、小さい字になっておりますけれども、柱としては3つございまして、取締り等の強化、右側でございますが被害防止のための教育・啓発の強化、3番目には相談体制の充実といったことを掲げておりまして、取締り等の強化では、例えばスカウト行為への指導や警告を行う、厳正な取締りを推進する、「JKビジネス」で稼働する児童に対しまして補

導を行うといった取組を行うこととしております。

被害防止のための教育・啓発の強化では、啓発サイトの新設をしたり、該当キャンペーンを実施し、また、女子大学生対象のシンポジウムを行うといったことを行うこととしております。

相談体制の充実としましては、積極的に相談窓口を周知するとともに、関係機関等への協力を呼びかけるということを行うこととしております。

本日、お手元に「『その契約、大丈夫?』～知っていますか? AV出演強要問題～」という資料をお配りさせていただいておりますが、こちらが先ほど申し上げました啓発サイトの新設ということで、内閣府男女局のホームページの中にサイトを立ち上げ、被害事例や、被害に遭わないための注意喚起を行うとともに、相談窓口を紹介しております。

今後でございますけれども、集中月間を実施した上で、5月中旬を目途に今後の取組方針を策定したいという流れで関係省庁と対策を進めていくことになっております。

説明は以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

ただいま説明がありましたように、我々の調査会が3月14日に報告書をまとめて公表いたしました。マスコミでも大きく取り上げられたわけですが、その1週間後に関係府省で対策会議を立ち上げて、第1回の会合が開かれ、24日の参画会議での決定を経まして、緊急対策が取りまとめられております。4月に新学期が始まりますときに、被害防止月間ということで集中的に広報や啓発も行うということで、5月から対策会議を開いて今後の方針を取りまとめるため非常に迅速に対応がとられてきているところでございます。

これも事務局から説明していただいたところですが、何かおわかりにくかったところなど、御質問等ございますでしょうか。

納米委員、どうぞ。

○納米委員 この啓発サイトは、どういう検索語で検索して、こちらにたどり着くのでしょうか。

○馬場暴力対策推進室長 特にその設定はしておりませんが、内閣府の暴力対策のページには入っておりますので、きのう個人的に検索をかけたところ、「内閣府」と「avjk」という4文字で検索したところ、このサイトが検索できるといった結果にはなりました。

○納米委員 わかりました。

当事者の方が内閣府のサイトからおりていってここにたどり着くとは余り思えないので、検索語を入れると、ここにストレートに入っていくにはどうしたらいいのかなというのを検討いただけたらいいかなと思いました。

○辻村会長 ありがとうございます。

そのとおりだと思いますね。広報をどういうふうにしましたかという、ホームページに書いてありますと答えられるのですが、一般的には、どのホームページに、どうやって入るのかわからない、ということがありますので、広報の仕方について御検討いただく必要があると思います。

原委員、どうぞ。

○原委員 「JKビジネス」の問題については大都市圏にかなり集中しているものではあると思うのですが、ここにある条例制定等の支援ということで、実際にその進捗状況というか、把握できているものを少しお教えいただけますでしょうか。

○辻村会長 ありがとうございます。お答えいただけますか。

○馬場暴力対策推進室長 愛知県が一昨年の7月に施行されているほか、本年3月30日に東京都でも条例が制定されました。

○辻村会長 東京都でも条例ができました。施行はいつですか。

○馬場暴力対策推進室長 本年7月施行と伺っております。

○辻村会長 これから各地に広がっていく可能性があると思いますけれども、そういう問題についても内容を精査し、かつ、広報するというのも我々の役割かなと考えておりますので、今後よろしく願いいたします。

そのほかに何か御質問ございますか。

阿部委員、手が挙っています。

○阿部委員 4月に被害防止月間ということで、取り締まりの強化を見ていますと、スカウト等への取り締まりについては非常によくわかりますし、迅速に進もうとしているということが感じられますけれども、1つは、被害当事者である児童生徒が「JKビジネス」等にかかわる背景には、家族のいろいろな問題であるとか、貧困であるとか、居場所がないというような複雑な問題を抱えているということが民間団体からも報告されてきたところです。この1カ月に急に、当事者である児童生徒の補導も含めて対応するときに、そういったお子さんたちへの細やかな配慮ということが、どういう形でつながっていくのか、あるいは配慮がどのようになされるのかということがもしあれば、教えていただきたいのですが。

○辻村会長 いかがでしょうか。

○馬場暴力対策推進室長 資料2-2の緊急対策本文を御覧いただければと思いますけれども、先ほどの補導の部分は2ページの②でございます。先ほどの概要では「等」としておったのですが、第2段落の部分が該当すると思いますが、「また、『JKビジネス』に関連して性犯罪等の被害に遭った児童に対しては、迅速な保護を図るとともに、専門的な知識や技能を有する警察職員等によるカウンセリングの実施等の継続的な支援を実施する」としており、この取組が行われていくこととなります。

○辻村会長 これは議論の中でも、居場所のない子たちに対する対応ということが出ておりましたので、それについては特に慎重にということで、このような書きぶりになっているということだと思います。これについても、また何かありましたら御意見をいただければ、次の対策会議がまたございますので、そこでこちらから意見として出させていたいただきたいと思います。

御意見はまた次に伺いますけれども、それ以外に何か御質問ございますか。

○種部委員 確認ですけれども、今おっしゃったことは私も一番大事だと思うのですが、ちょうどこの赤いファイルの先ほど御説明いただいた資料をちらちらと見ていましたら、紫色のタブの最後の今後の課題というところに、取り締まりと、相談と、一番最後に居場所の問題があったと

思うのです。ところが、今回、緊急対策は2つです。その3つ目が私は一番大切だと思っています。

紫色のタブの右側に小さく6と書いてあるところ、今後の課題というところに、実態把握、取り締まり強化、教育・啓発、相談体制というのがあり、そこまでは今回、緊急対策されていると思います。一番大事なのは、そこしか居場所のない子供たちがどんなに取り締まりをしようとJKビジネスに行ってしまうわけですし、その子供たちに対する居場所をつくったり、保護も含めた仕組みの整備がずっと重要だと思います。今回の緊急対応はここでおしまいということですから、今後またそちらについては新たな取組をされていくということでしょうか。

○馬場暴力対策推進室長 緊急対策につきましては、4月に実施するものを、先ほど申しましたように集中的かつ緊急に実施するものを掲げさせていただいております。5月中旬には今後の取組方針を決めますので、その中には入っていくことになるかと思っております。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、先に進めさせていただきます。ただいまの論点なども含めまして、皆様から今度は御意見を伺うということでございます。3時20分ぐらいまで時間をとって大丈夫だと思いますけれども、これまで各委員の御経験から、今後取り組んでいく課題ですね。この問題だけではなく、たくさんの方がごいますので、これについて御意見をいただいて、意見交換という形で進めていきたいと思っております。重点方針につきましては、次の議題になりますので、またそこで御意見を伺うことができると思っておりますけれども、差し当たり本調査会で今後取り組んでいく課題について、自由に御発言をいただくということでございます。これは順番どおりということにいたしませんので、挙手をいただいて、御発言していただければ幸いです。お願いします。

種部委員、どうぞ。

○種部委員 何でもいいのであれば、多分この後、次の重点方針に向けてということで、そこに係るお話になるかと思うのですけれども、ワンストップのことについて予算をつけていただいたことは非常に大きくて、富山県は47都道府県の47番目になってもいいから一番いいものをつくりたいという思いで取り組んでいます。予算がすごく後押しになったので、非常に評価しています。

ただ、実際にこの後、中身を煮詰めてちゃんとしたものをつくっていきこうというときに、今ちょうど強姦罪見直しがあった場合に、子供に対する性暴力・性虐待が刑法マターになってくると、初期の対応をするのが児相ではなくて警察、捜査一課になると思うのです。捜査一課の方たちは、成人への対応を中心にされてきたので、ワンストップの中では証拠採取、DNA保全、についてはどこでもきちんとできるようになってきていると思うのです。問題は、子供の場合はDNAによらない医学的所見が重要だということ、そういう医学的な証拠をきちんと書くスキルを持った医師が非常に少ないと思っております。

それから、協同面接と医学的所見が2つそろって初めて、子供の性的被害があったかどうかということ立証していけると思うのですけれども、協同面接についても、質の高い協同面接をやっているところ、検察とか警察でちゃんと仕組みをつくっていらっしゃるところは非常に少ないのではないかと思います。なので、これは強姦罪が改正になるより前に取り組んでい

かないと、なかなかスキルを上げるのは難しいのではないかと考えています。例えば協同面接をする前に、最初の現場の所轄の警察官などが、オープンクエスションではなくて、クローズの形で質問したりすると、これは逆に協同面接の邪魔になると思うのです。妨げにならない最初の初期対応というのは非常に大事だと思うのですけれども、警察官の研修とか、あるいはその後の司法面接につなげるための検察側のスキルを上げるとか、それから、私たちも医学的な証拠、評価をするために診察をしますけれども、そのときにも余計なことを言わないで、同じ共通の認識で進めていかないと、きちんとそれを立証してあげることができないのです。

これは法改正があってから現場で対応しろと言われてもなかなか難しいので、そちらについては多少、これは研修になると思うのですけれども、警察、検察、それから実際にワンストップでかかわる医師も含めて、あるいは支援者も含めてだと思っておりますが、子供についてはちょっと大人と違う対応を真剣に考えていく必要があるかと思っています。

○辻村会長 ありがとうございます。

ただいまの御意見、ワンストップセンターで何をするかという問題があります。つくればいいというものではありませんが、とにかく各都道府県に最低1つはつくるということは目標で、それなりに予算もつけてするのですが、そこから先が問題ですね。

研修のことは、これまでのヒアリングでも、警察庁や警視庁の方などにも、研修はどの位されていますかと質問しましたら、年何回、何人で、どういうことをやっていますと答えてくださるのですが、果たしてそれが十分なのかどうかはわかりません。もちろん回数が多ければ多いほどいいのですけれども、我々としても人数とか回数を聞いただけでは、それでは足りないでしょうとも言えないし、なかなか難しいので、そのあたりは実例を積み上げる必要があると思えますけれども、こちらのほうでも少し調査をして、どのぐらいやれば十分な研修と言えるかということも考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

では、小西委員。

○小西委員 初めてなので、ちょっと伺ってからと思っていたのですけれども、女性に対する暴力全般で言うとたくさんまだやるべき課題があると思うので、一遍に言うことは難しいのですが、幾つかまとめてお話しさせていただきます。

1つは、やはり今も出ましたけれども、ワンストップ支援もそうですし、例えばDVの自立支援などもそうですが、地方によってすごく格差があるということです。私は東京のSARCとかかかってやっていますし、その中で聞く子どものケースでは、これは今言われた協同面接のような形がとられているかなと思うようなものもありますが、多分そういう形で組織間の連携があつて、精神科医である私のところに紹介が来て、さらに意見書を書く、みたいな形になるようなケースは全国でほとんどまだないと思うのです。

そういう意味では、サービス全般が実際にワンストップという名前でどの程度行われているかを知ること、またそれを日本のどこの地域でも、ほぼ同じように受けられることが一つ大事だと思います。

特に性暴力被害について、私はやはり今お話しされていたことに同感でして、子どもを対象にした支援がとても薄いんですね。何事も薄いので、未成年者、JKも含め、若年被害については、ぜひ支援をしていく必要があると思っています。

それから、強姦罪がもし改正されることになると、今度、強制性交でしたか。そういう名前のものが非親告罪として扱われる形になりますので、親告罪ではないということは、これは被害の当事者にもいろいろな議論がありました。必ずしも皆さん賛成されているわけではなかった。二次被害の恐れなどがあるのだと思います。つまりそういう対象になった人たちに支援を手厚く入れていかなくてはいけないということが急務になると思います。法律ができてから施行されるまでに少し間があるでしょうけれども、多分それについても早く始めておかないと間に合わないと思っています。

性暴力のほうにもそういう動きがたくさんありますし、DVのほうも数がふえ続け、自立支援については相変わらず、とても薄い状況が続いていると思いますので、ストーカー対策とあわせて被害後の自立支援、あるいはシングルの家庭の支援ということがとても大事だと思っています。

以上です。

○辻村会長 確かに非親告罪化については、これまで随分議論があったところで、プライバシーの問題もありますし、今後どのように運用されていくかということは注目していかなければなりませんので、注意したいと思います。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

納米委員。

○納米委員 DVのことについて申し上げたいのですが、ここに来る前に、配偶者による殺人ですとか傷害や暴行の件数がどういうふうに移しているのかというのを調べてみたのです。そうしましたら、DV法が施行されてから、傷害や暴行の事件の検挙件数という統計なのですが、それは劇的に増加をしているということがわかったのです。しかし、一方、殺人については減っているかというのと、それほどドラスチックには減っていないという統計の結果でした。

DV法の施行が2001年でしたね。2001年の傷害の件数は1,097件、それが2014年には2,697件ですので2.5倍くらいに検挙が増え、暴行については、何と20倍くらいに検挙が増えているのです。これは明らかに法律で問題が顕在化して対応がされているようになっているということだと思うのですが、一方、殺人については、2001年が191件、2014年が157件ということで、すごく減ったかというのと、そうとも言えないのかなと思うのです。

これまでずっとDVの対応は、被害者の保護と被害者の支援という形でなされてきましたが、別の方向性、加害者へのアプローチですとかそういうことを考えていかないと、この状況をドラスチックに変えることはもしかしたら難しいのではないかと思うのです。

○辻村会長 ありがとうございました。

ただいまの御発言、そのとおりだと思います。ストーカーについてもそうですけれども、凶暴化というのでしょうか。犯罪の重大化という現象はあると思います。ですから、その中で被害者

の保護ということだけを議論してきたことは不十分だということで、前々から原委員など主張されてこられました。加害者更正の問題にも真剣に取り組んでいかないといけないということだと思います。もともと被害があつてから対応するのではなくて、予防が重要だということは認識しておりますので、また議論していきたいと思いますが、その点について、原委員、いかがですか。

○原委員 これまで、いわゆるDV被害者支援というものをやってきたつもりではあるのですが、今の私たちの実務の中では、困難を抱える女性の支援というふうになってきていますね。その困難を抱える中には、小西委員もおっしゃった自立支援の問題もかかわってくるわけなのですが、まず根本のところ、これまでのいろいろな関係機関の仕事の縦割りのようなものがまだ残っているのであれば、そこは大きく変えなくてはいけなくなってきていて、総合的な支援も含めて多職種連携というのは一つのキーワードになりながらも、それがまだまだ現場でうまくいっていないという現状を踏まえた上で、関係機関との連携のあり方をつくり直していく時期に来ているのではないかと思います。

そして、今、お話にありました加害者です。DVと性暴力の問題は加害者の問題であるという視点を明確にし、その加害者の更正のプログラムの研究もそうなのですが、特に今、現場で困っているのは面会交流の問題があります。その面会交流をやるに当たって、加害者とどうコミットしていくのかということところは緊要な課題であり、よい夫にはなれなくても、よい父親にこれからなろうねというようなメッセージが通用するのかということなのですけれども、その取組は今後重要になってくるのではないかと考えています。

○辻村会長 ありがとうございます。

そうですね。面会交流の問題などいろいろありますので、議論していきたいと思います。

山本委員から手が挙っております。どうぞ。

○山本委員 どうしてもこういう対策は集中的な対策、初期の入り口の対策がまだまだ足りないもので、それがずっと順番になされていくという流れがあると思うのですけれども、特に刑事のほうの対応などは集中的な対応のほうに属しますね。それに対して被害者の長い人生、その後の人生の支援というのに焦点がなかなか結ばれないわけです。DVなどでも、一旦離脱して、その生活を維持するところまでが今、焦点になっていますけれども、その後、そこで暮らしてきた、育ってきた子供たちの世代も含めてどのようにビジョンを描くのかというのが問われていると思うのです。そういう長期の体制に対するビジョンと、短期の集中的なポイントを絞っていくということと、両方が視野に入っていないと、常に今後の課題、今後の課題と残されてきて、指摘はされているけれども、特に動きがないということが続くのはとても残念な感じがするので、そういう意味では、集中的な対策と長期的な対策というふうに視点を分けて考えるのが必要ではないかと思っています。

○辻村会長 ありがとうございます。

可児委員。

○可児委員 DVの関係のことで言わせていただきますと、今の時代は、DV被害者にとってか

なりしんどい時代になってきているなというのを感じます。それぞれの対策はこういう形で進んではきているのですけれども、先ほど原委員から面会交流の話もありましたが、そういったことでの司法の分野での被害者に対するプレッシャーが非常に大きくなってきていて、いつまでたっても加害者との関係を切っていけないという状況になってきています。以前であれば、家庭裁判所で離婚の進め方を進めていくというのは、DV被害者にとってみれば、裁判所の手助けを得ながら自分の意思を少しずつ通して行って、エンパワメントされていく機会であったのです。ところが、面会交流の問題がすごくクローズアップされて、家庭裁判所では、DVがあっても基本的には面会をするのだという方向に今なっています。なので、DV被害者は、被害者である一方で、被害者は主に母親ですから、面会をさせなければいけない母親という形でのプレッシャーをかけられるわけです。裁判所ではなかなかDVということに関して耳を傾けてもらいづらくなってきているという印象を受けます。

「夫婦げんか」というところから、「夫婦げんかではなくてDVだ」という形で進んできたものが、最近、裁判所でまた「夫婦げんか」という物言いがよくされるようになってきている、それも非常に感じます。そういったことで、渋々ながらも、DVがあったとしても面会の約束をすとなれば、離婚した後であっても、面会のために加害者とはコミットしていかなくてはならない。では、その面会をサポートするところがあるのかと言われると、民間団体が都市部に行けばあります。ただ、都市部でないといけないですし、しかも、そんなに数多くあるわけでもないですし、どこまでセキュリティーが保たれるのかということもあったりして、かなり被害者にとってはしんどい状況にはなっているのです。

いろいろ施策として進めてきている被害からの回復に対して、今、司法がむしろそれを阻害するような状態になってしまっている部分もあるので、そういった現状も踏まえながら、何がしていけるのかということを検討していくべきだろうと思います。

あと、DVの目撃が児童虐待だというのは児童虐待防止法にもきちんと書かれているし、こういった計画などでもきちんと盛り込まれているところなのですけれども、なぜか裁判所では余りそこは注目されない。DVはあくまでも夫婦の問題であって、子供との関係では関係ないよね。少なくとも面会との関係では全然重視されないという状況があります。やはりDVを目撃することは子供にとってもかなりの悪影響を及ぼすのだということは、きちんと情報提供だったり、啓発を図っていくことが必要だと感じています。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。

今、出ております問題も非常に重要な課題でありまして、今、司法とおっしゃいましたけれども、司法だけではなくて立法府のほうでも、親子関係、特に父子の関係をめぐって、今後議論がいろいろ出てくるのではないかと思います。他方では、やはり面会交流がある程度義務化されてくれば、DV被害女性にとっては非常にしんどいというふうにおっしゃいましたけれども、非常につらい状況が続いていくという現状がございますから、それとトータルにどのように捉えていくかということですね。

山田委員、どうぞ。

○山田委員 山田です。2点ありまして、今回、初回なのであえて発言させていただくのですが、そろそろ部会の名称を変更していく方向に動き出したほうがいいのではないかなど。すごい物言いであれですけれども。

○辻村会長 調査会の名称ですか。女性だけではなくてということ。

○山田委員 調査会の名称です。女性に対する暴力ということで、今までは拡大解釈して、もちろん夫婦間で男性が被害者になることもあるし、アダルトビデオ強制出演で男性が被害者になることもあるということで対応してきたと思います。準用してきたのだと思います。今回、刑法改正で強姦が、男性が被害者になるというケースも中立的なことになりましたので、そういう方向で何かいい名称があればと思っております。

例えば、私は東京都の委員もやっております、東京都は男女平等参画審議会で、部会のほうには配偶者暴力になっているわけです。そうするとストーカーとか、いわゆる配偶者ではない関係にあるけれども、配偶者を準用するという形でしか対応できないものもあるので、辻村先生はお詳しいと思いますけれども、たしか欧米では、いわゆる性的に親密な関係にある者に関する暴力、性的に親密な関係に現にある人とか、過去あった人とか、ストーカーのように将来なりたいという意味での暴力というものが名称になりつつある中で、もちろん名称を変えるのはすごく大変な問題だと思いますけれども、将来にわたってこの点、いい名称があれば変えていったほうがいいのではないかという考えを持っております。それが第1点でございます。

第2点は、単に性的暴力に関する被害だけではなくて、あらゆる被害に共通なのですけれども、前回の委員会でも発言させていただきましたが、こういうことが危ないよとか、被害に近づくなというような教育だけではなくて、被害に遭ったらどうするかというところを教育・広報していく必要があるのではないかと思います。先ほどインターネットのページを見たのですけれども、もちろん相談先がありますということは書いてあるのですが、では、どのように相談したら、どのようになるのか。相談した後、どのように被害が回復されるのかといったようなことがわからないと、ただ単に相談しろということでは、なかなか被害者が相談してこないケースもあるのではないかと思いますので、広報・啓発の際には、実際に被害に遭ったらどうするか、相談したらどうなるかということも含めて、広報を考えてもらえればありがたいと思っております。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。

2点御指摘いただきましたが、最初のほうにつきましては、これまでも随分議論はあったと思います。第4次計画の中でも、安全・安心というのが女性の問題だけをタイトルに出しているのですけれども、男女共同参画の基本計画でもあり、これは女性だけではないのではないかという議論はあるのです。ただ他方で、被害者の圧倒的多数は女性であるということで、これを性中立化してしまうと、被害の実態をぼかすことになるという反論が必ずあります。ですから、女性に対する暴力の問題と言いつつ、両方について議論をしてきましたし計画の中でも、タイトルとは

違っ、中では両性について書かれています。なかなかそのあたりは難しい。実態から見ますと、代表されるのは女性に対する暴力であり、特に国連の流れでは、UN Womenなど女性差別撤廃条約から始まって、やはり女性を主眼とする形で取り組んでいるわけですね。それを急激に性中立化できないという問題がありますから、タイトルは女性にしているけれども、実際には当然、LGBTの問題もありますし、男性加害者、男性被害者の問題もともに論じていくというスタンスでやっていきたいと思っておりますので、そのあたりの議論も続けていかなければいけないと思っております。

言葉の問題は法制度上も、婦人相談所だとか、婦人保護だとか、現実には合わないタームが残っているのではないかとと思われるところは多々ありますので、それについても今後議論をして、問題提起をしていきたいと思っております。

いかがでしょうか。まだ御発言されていない木幡委員、どうぞ。

○木幡委員 今、啓発のお話が出たのですけれども、今日、初めてこの調査会に参加して、事務局のお話などを伺ってきて、一番私が思ったのは、全体像が知りたいなと思えました。ここにいらっしゃる皆さんは専門家でいらっしゃるし、この問題について非常に日々考えていらっしゃると思うのですけれども、恐らく一般の人、社会の人、ほとんど考えたことがないのではないかと思うのです。ですから、発信する際には、社会全体に対して、全くこのことについて問題意識がない人に対しての発信と、それから加害者になった人、なり得る人への発信、あとは被害者になり得る人への発信みたいに分けて発信する必要があるのではないかと思いました。

例えば今、社会全体への発信ということと言うと、こういう報告書を出しましたとか、そういうことはどうしても今、ニュースになりづらいのですね。3月にこの報告書を出されたということで、私は割と関心のあるほうであると思うのですけれども、それでもこれを今初めて目にしましたので、何かこういうまとめを出すときに、同時に全体像みたいなものも、今、日本で女性に対する暴力はどのぐらいあって、増えているのか、減っているのか、それぞれ個別にDV、ストーカー、性犯罪、いろいろあると思っておりますけれども、それをすごくわかりやすい形でシンプルにまず見せて、そうすると何となく日常的にみんなが、今増えているのだから、DVすごいんだって、日本でというような感じで、日常的にそんなことが話されるようになってくると、何となくまずベースができてくるのかなと。まず問題意識をみんなに持ってもらうということの発信が大事で、そのためには、すごく詳しいこういう報告書ももちろん必要なのですけれども、もう少し引いた、シンプルに今どうなっているのかという全体像も何かの形で発信していったらいいのかなと思いました。

それから、いろいろ言いたいことはあるのですけれども、今、残念ながらテレビも新聞も若い方にはなかなか見えていない状況です。ですから、やはりネットを通じた発信というものを強化すべきではないかと思っております。あとは、新聞やニュースでうまく取り上げてもらえるようなキャッチーな言葉とか見出し、こういうことになっていますと非常にわかりやすく発信することで取り上げられる可能性もあると。テレビ、新聞が取り上げたりすると、今度それが自動的に今はネットのほうにばんばんニュースとして上がるようになっていきますので、うまく取り上げてもらえるにはどうしたらいいかという発信の部分を実際に考えて、私もいろいろとアイデアを出

させていただきますけれども、やっていくことで変わっていくのではないかなと思いました。

○辻村会長 ありがとうございます。

後でまた議論したいと思いますが、DV法などはもう2001年からですから、相当たっているのですが、情報の世界におられる木幡委員のほうから、まだ全体像がわからないという御発言があるということは、やはり現実がなかなか浸透していないのだろうという感じがいたします。これからの専門調査会の次の課題として、やはり広報であるとか、教育であるとか、もう一回そういう基本に立ち返った問題を考えておりますので、ぜひまた御意見を聞かせていただきたいと思います。

あと、阿部委員が残っていますか。

○納米委員 済みません。よろしいでしょうか。

○辻村会長 どうぞ。

○納米委員 たびたび済みません。今、木幡委員がおっしゃったネットでの情報配信強化ということと関連もするのですけれども、相談を受けるほうは固定電話で受けるのですね。でも、ほとんどの方が使っているのはスマートフォンで、スマートフォンから固定電話にかけると電話料金が高くなるプランもあり、電話によって相談することは非常にハードルが高くなっているという声を聞くのです。内閣府のほうで国の第4次計画の中では、DVの被害を受けて相談した人の割合を上げることが目標設定されていますけれども、従来の電話と面接による相談というやり方をとっていると、相談をするという人はなかなかふえないのではないかと思います。

情報発信も、また、家にパソコンがないという職員もおりまして、スマートフォンで全部済ませるので、パソコンはなくて済ませるということもあるので、スマートフォンでの情報発信もしないとだめなのではないかなということと、電話ではなくて何でやりとりするのといったら、LINEというのです。LINEの相談をやっているところもあるので、情報発信と、それから相談のツールというのですか。それを考えていかなければいけないのかなと思いました。

○辻村会長 ありがとうございます。

数年前に内閣府で24時間ホットラインのような、被害を電話で伝えていただくという取組をしましたときは、深夜の電話が非常に多くて、そういう方法は大事なのだなということをお我々は痛感したのです。けれども、やはり少し時代と世代が変わって若者たちの被害が増えてくると、スマートフォン、LINEとかその他の方法でということになるかと思っておりますので、この点も我々としては大きな課題として捉える必要があると思っております。

またこの議論もしていきたいと思いますが、ほかにはいかがですか。

○辻村会長 では、種部委員。

○種部委員 被害に遭ったと気づいていれば電話もしますし、相談もすると思うのですけれども、ほとんど気づいていないのではないかと考えています。そういう方たち、私たちは実は医療機関でたくさん見っていますが、ほとんど支援につなげずスルーしていると私は思っています。

第4次基本計画の策定委員を務めさせていただいたときもその点にこだわって一文入れていた

できました。ほとんどの方が眠れないとかいろいろな不定愁訴で病院をドクターショッピングしているのですけれども、その方たちが病院に来て、対症療法だけを繰り返して、明確な診断もつかないまま帰されているという場合が非常に多いと思います。恐らく精神科でもそういう方は非常に多いと思いますし、産婦人科は望まない妊娠とかで来ていて、ただ単に望まない妊娠の解決をするだけで、後ろにある性的暴力だということに全く気がつかずに帰している例が非常に多いと思うのです。

アメリカはこの辺はすごくきちんとデータを出してしまっていて、CDCのデータを引用した報告で、本来は受けなくていい医療のオーバーユースが大体年間約58億ドルというデータがありました。日本は皆保険ですから、恐らくもっとたくさん医療機関には来ていると思われそうですが、ほとんどスルーされていると思います。せっかくの気づくチャンスなのですから、医療関係者にその視点が多分ないのだと思います。それを第4次計画の中に入れていただいたのですけれども、トップダウンで教育の場に入れないと、せっかくの気づくチャンスを逃します。教育の場を、それこそ専門医を取るにはこれを勉強しないとだめ、ぐらいにやらないと勉強しないのではないかと考えています。

先ほど殺人の話があったのですけれども、多分、去年、平成27年の1年間の殺人あるいは殺人未遂が103件だったと思うのです。傷害致死と殺人と殺人未遂を加えてそれだけだったと思うのですけれども、そうなる前に必ず身体的暴力で病院には来ているはずで、何度も来ていて最後のとどめで死に至るわけですね。そのなかに、例えば妊娠中におなかを殴られたとか、直前にやった身体的暴力の頻度が増しているとか、リスクのある項目は幾つかあります。これはWHOがガイドラインを出しています。ところが、それを知っている医師もほとんどいないので、恐らく対症療法だけで、リスクの高い暴力を受けているにもかかわらずスルーされていて、次は殺人という形に至ります。救えたはずで、ですから、被害者を救うという視点で医療関係者には大きな担い手になって、気づくためのチャンスにさせていただくということをぜひ次の重点方針に入れていただければうれしいなと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。

では阿部委員。

○阿部委員 民間シェルターを運営している側から言いますと、従来、そもそも婦人保護ということで、生活困窮であるとか、住むところがなくなった単身の方や母子さんを受け入れていたことから始まって、今度はDV被害者を受け入れるようになる。やがて、生活の根拠を共にするというので、同棲の関係の被害者も受け入れる。それから、ストーカー被害となって、ここに来て「JKビジネス」の被害者も加わる、若年の女性たちがちょっとでもシェルターを安全確保のために泊まれる場所。でも、従来のシェルターは嫌だ。規制が多過ぎて使いたくないというような声が随分聞こえてくる。

それから、アダルトビデオに強要された被害者の心身ともに非常に傷ついている人たちが、自分の家から通ったり、ひとり暮らしのアパートなり何なりから生活できるかということ、何らかの安全確保のためにはシェルターを利用することも当然出てくるだろうと思う。非常に多様な形で

の利用者に対して、シェルターで受け入れる側としては、どこまでの対応、あるいはどこまで安全確保のためにやっていくのかというのは、婦人相談所、女性相談所も同じような悩みがあるかと思えますけれども、この辺のところはなかなか議論のテーブルに乗らないで、それぞれの努力のところまで終わっているような気がするので、さまざまな被害の違いや抱えている問題の相違によって、場合によっては、とにかくシェルターにかくまえば安全確保になるから何とかなるのではない、やはりケアと安全確保というところの質の違いをきちんと見ていく必要があるのではないかというのを今、つくづく思っているところです。

○辻村会長 ありがとうございます。

全ての委員の方から多様な御意見をいただきました。いずれもそのとおりでして、全てに取り組んでいかなければいけないと思うのですが、私から少しつけ加えさせて頂くと、例えば憲法学的に言うと、これまで男女共同参画というのは平等の話で、憲法14条の話だと考えられがちだったのですね。ところが、暴力の問題などは本当に人権の基礎の問題で、憲法で言えば13条という、個人の尊重、人間の尊厳とか、そういう問題だということの認識がまだ日本社会全体にないと思います。

先ほど木幡委員から、全体像のことをおっしゃったのですが、男女共同参画問題を検討していると、不平等なところを平等にしましょうという議論になりますし、女性に対する暴力というと、一部のかわいそうな人がいるとか、一部の困難な人を助けるためだという意識があるのですけれども、トータルにみればこれは人権の問題です。最近ではようやく、DVは人権侵害ですということを言うようにはなったのですけれども、何か非常に一般的な言い方で、人権侵害ですという場合にも、本当にみんなわかっているのかなというところが少しある気がしています。

最近では女性の活躍推進だということで、女性に活躍しろ、働け、というふうに呼びかけているように見えますが、レイプがあったり、女性蔑視があったり、DVが盛んになっているような社会で、経済的に活躍しろ、活躍しろというのは非常に矛盾であると思います。そういう基礎、まさに女性の活躍を言う前の前提の問題ですと、私は参画会議やほかの専門調査会でも発言をしているのですけれども、非常に簡単に言ってしまうと人権のレベルというのでしょうか。あるいはそのための人権教育のようなものを大学に入ってジェンダー法学とかジェンダー学を聞いて、やっと勉強しましたというのではとても遅いと思っています。幼稚園、小学校のころからそういう人権教育、これは平等だけではなくて、人間の尊厳を大事にする教育をする必要があります。なぜなら、JKやAVもそうですけれども、若年の少女たちが小遣い稼ぎのために、何か買い物をするために、そういう世界にみずから入っていつているという現実があるのですね。ですから、そういう基本にある問題も論じていかなければいけないかなと思います。

これはこの調査会だけで論じるべきことではないですけれども、絶えずそういう大きな視点を持って男女共同参画という枠組みの中で、女性に対する暴力、男性も含めて暴力の問題をどのように扱っていくかという、先ほどから出ています大枠、全体像といいますか、構造といいますか、そういうものを明確にしつつ取り組んでいきたいと思っています。これからさまざまな問題に当たっ

ていくことになると思いますけれども、先ほどから述べていただきましたような皆様の貴重な御意見や問題意識を前提にして、活発な御議論をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

予定していた時間になっておりますので、こういう各委員の問題意識を共有させていただいて、今後もこの専門調査会を運営していきたいと思っております。

それでは、次の議題に進んでよろしいですか。議題(3)「女性活躍加速のための重点方針2017」に盛り込むべき重点取組事項についてということで、お願いいたします。まずは内閣府からですね。その次は厚労省からも説明がありますので、続けてお願いいたします。

○馬場暴力対策推進室長 内閣府から説明させていただきます。資料3-1「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を御覧いただければと思います。女性に対するあらゆる暴力の根絶に関する内閣府におけるこれまでの取組状況と今後の取組について、3点について御説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、1ページでございます。「1 性犯罪への対策の推進」ということで、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター関係につきまして、御説明させていただきます。ワンストップ支援センターとはどういうものかというのは、2ページ以降に資料を付けておりますけれども、今日は時間の関係上、説明は省略させていただきます。

第4次男女共同参画基本計画では、ワンストップ支援センターを設置促進するというところで、成果目標としまして、平成32年までに各都道府県に最低1か所つくるということを目標に掲げております。

真ん中の欄にございますけれども、重点方針2016等を踏まえたこれまでの取組についてでございますが、平成26年度以降、実証的調査研究という事業を実施しまして、ワンストップ支援センターの設置を促進してきております。平成29年4月1日現在で、38都道府県で設置されております。

また、昨年の重点方針2016を踏まえまして、今年度要求として、性犯罪・性暴力被害者交付金を要求しまして、1.6億円の予算が認められたところでございます。

右側の今後の取組を御覧いただければと思いますけれども、この交付金を活用いたしまして、ワンストップ支援センターの設置促進と運営の安定化を図っていきたくと考えております。下にちょっと小さい字になっておりますが、交付対象としましては、人件費等の相談センターの運営に要する経費や、警察に相談できない被害者の方の医療費等を対象として交付していきたく考えているところでございます。

下の2つにつきましては、継続的に実施しているものでございますけれども、女性に対する暴力をなくす運動を初めとした広報啓発をしっかりと、また、性犯罪・性暴力被害者支援の関係者を対象としました研修を実施しておりますので、こういった取組を通じまして、性犯罪への対策をしっかりと推進してまいりたいと考えているところでございます。

後ろに関係資料をつけさせていただいておりますけれども、省略させていただきます。

続きまして、8ページを御覧いただければと思います。「2 配偶者等からの暴力の被害者へ

の支援の充実等」ということで、左側の男女共同参画基本計画では、配偶者暴力相談支援センターの設置促進や相談体制の充実、被害者の支援等に取り組むこととされておりまして、平成32年までに、先ほども申し上げましたけれども、その下に掲げております目標が設定されているところでございます。

重点方針2016等を踏まえまして、これまでの取組としましては、市町村における配暴センターの設置を促進し、昨年11月現在で98か所まで設置が進んでおります。150か所が平成32年までの目標でございますので、引き続き、地方公共団体に働きかけを行いまして、設置促進を図っていきたくて思っております。

また、女性に対する暴力をなくす運動をはじめとした広報啓発として、パープルライトアップや、記載しておりませんが、DV相談ナビといった取組もやっておりますので、こういった取組を継続したいと思います。本日、委員の方から効果的な広報の在り方について御意見いただいたところでございますけれども、3月にまとめた報告書でも、そういった取組を進めるようにという意見はございますので、この専門調査会での検討も含め、今後、しっかり検討していきたいと考えているところでございます。

配偶者暴力相談支援センターの関係者への研修につきましても、引き続き実施したいと考えております。

また、最後の◆にございますが、被害者支援としての加害者更正に関する取組として、今年度予算として諸外国の取組の調査研究に関する予算要求を行ったところでございますけれども、先ほど申し上げましたワンストップ支援センターに対する交付金の予算を確保する中で、この予算につきましても確保することができませんでした。このため、来年度につきましても、改めてその内容も含め検討したいと考えているところでございます。

また、重点方針2016では、個別事案の対応を含めた関係機関相互の連携体制の整備強化といったことが書かれているところでございますけれども、関係機関との連携に際しまして、個人情報等の共有等の課題がある中、事務局の体制等もあり、昨年度は検討を進めることができませんでした。本年、改めて検討を進めたいと考えているところでございます。

配偶者からの暴力関係は以上でございます。

続きまして、13ページを御覧いただければと思います。先ほど来御説明させていただいております、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題等に係る対応でございますけれども、「3 若年層を対象とした性的な暴力への対応」ということで、第4次男女共同参画基本計画におきましても、効果的な支援の在り方の検討や、各種性犯罪への対応といったことが記載されているところでございまして、重点方針2016を踏まえました検討としては、最初に御説明いたしました専門調査会における報告書の取りまとめ、また、議題（2）として御説明させていただきました3月の緊急対策の決定だとか、4月の被害防止月間に取り組むこととしております。

また、今年度予算としまして、下から3つ目の◆になりますけれども、若年層の性的搾取に係る支援の在り方の検討のための調査研究ということで1,000万円の予算を確保しております。民間

支援団体の協力をいただきながら実態把握を行いつつ、効果的な相談支援のあり方について検討を進めていきたいと思っておりますので、今年度、しっかり検討してまいりたいと考えております。

そのほか、女性に対する暴力をなくす運動をはじめとした広報啓発だとか、若年層に対しまして教育・啓発の機会を多く持つ者等への研修を行っておりますので、そういった取組については引き続きしっかりと実施していきたいと考えております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

ただいま重点方針2017に向けて内閣府のほうから提示していただくプランについて御説明があったということでございます。これについて、何か御質問とか御意見ございますでしょうか。この議題は次回においても中心的に取り上げることになりますので、そのときでも結構です。

可児委員。

○可児委員 「配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等」のところなのですけれども、今後の取組として、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置促進とあって、地方公共団体に対する働きかけということが書かれているのですが、具体的にどういった働きかけを行うことを予定されているのでしょうか。

というのは、私は愛知県で弁護士をしているのですけれども、市町村設置の配暴センターは名古屋市に1カ所あるだけで、それ以外に全くないのです。配暴センターは、県に1カ所、名古屋市に1カ所です。愛知県は人口規模がかなり大きいのですが、大きな市もあるのに市町村の配暴センターは増えていないものですから、どういった形の働きかけを予定されているのか、あるいは今までどういった形の働きかけをされてきたのかということをお紹介いただくとありがたいと思います。

○辻村会長 よろしいですか。お願いします。

○馬場暴力対策推進室長 これまで行っている取組としましては、行政職員向けの研修の機会がございますので、そういった取組の中で、資料の9ページになりますけれども、法律の計画の内容だとか財政支援の状況、あとは支援センターの設置状況等につきまして説明をいたしまして、働きかけを行っているところでございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

これまで出ていた議論では、9ページ目の真ん中の財政支援がかなり重要かと思いますが、これは財政支援を実施するということですので、それも含まれているということです。

ほかにかがでしょうか。何かございますか。

ないようでしたら、次に進みます。この問題はまた次回にも議論する機会がございますので、それぞれの委員のほうで御検討いただければと思います。

続きまして、厚生労働省からヒアリングさせていただきたいと思っておりますので、資料4-1ですね。よろしく願いいたします。

○度会母子家庭等自立支援室長 皆様、初めまして。厚生労働省の母子家庭等自立支援室長をし

ております度会と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

資料4-1を1枚めくっていただきまして、こちらのほうから説明に入らせていただきますが、女性に対する暴力に関する取組につきまして、厚生労働省では主に婦人保護事業により対応しているという形になっておりまして、これまでの女性活躍加速のための重点方針を踏まえながら、婦人保護事業による取組について、本日、御説明していきたいと思っております。

まず、資料をめくっていただいた重点方針2015ですが、こちらでは③の部分で、配偶者からの暴力を初めとする女性に対するあらゆる暴力の根絶、とりわけ性犯罪、ストーカー対策を強力に進めるため、以下の取組を進めるとされておりまして、厚生労働省では、特に性犯罪被害者支援のための取組などという形で対応する形になっております。

次のページであります。重点方針2016です。こちらでは、女性に対するあらゆる暴力の根絶ということになっているのですが、(2)のストーカー事案への対策の推進の①の下線部分にあります。ストーカー事案に係る被害者の一時保護等の被害者支援の推進、それから、(3)の配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実で、また下線になります。研修の充実等による相談員の質の向上等、配偶者等からの暴力の被害者への支援体制の充実を図るとのこと。また、社会の変化に見合った婦人保護事業のあり方について検討を進めるという形になっておりまして、こうした重点方針に基づきまして、婦人保護事業等を中心に取組を進めている形になっております。

続いて、次のページになりますが、婦人保護事業の概要を簡単に御説明させていただきます。根拠法等に示しておりますが、①ですけれども、昭和31年に制定された売春防止法に基づき、性向または環境から見て売春を行うおそれのある要保護女子について、その転落の未然防止と保護更生を図ることが目的になっております。また、次の、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づいた配偶者からの暴力被害を受けた女性の保護を図ること。それから、人身取引対策行動計画による人身取引被害者への対応、④のストーカー行為等の規制等に関する法律に基づくストーカー被害者への対応、こういったものが婦人保護事業の主な内容となっております。

次の対象女性ですが、①から⑥に記されておりまして、その実施機関につきましては、3.のほうで①から④としておりますが、①の婦人相談所は都道府県に必ず設置されることとなっております。現在、全国で49カ所が設置されております。要保護女子や暴力被害女性、また、日常生活を営む上で何らかの問題を有する女性からの相談に応じ、必要な指導や援助、あるいは一時保護を行っているという形になっております。②の婦人相談員は、都道府県の婦人相談所、市の福祉事務所、そういったところに平成28年4月1日で1,415名が配置されているという形になります。③の婦人保護施設につきましては、先ほど言いました要保護女子や暴力被害女性等を保護し、自立を支援するための施設という形で、全国に48施設が設置されている状況になっています。④のこのほか、①の一時保護の委託先として児童福祉法に基づき配偶者のない女子及びその児童を入所させ、いわゆるひとり親家庭等を入所させ、自立促進のためにその生活を支援することを目的とする母子生活支援施設や民間シェルターなどがあるという形になっております。

続いて、次のページですが、婦人相談所が行う一時保護の委託についてという資料になりますけれども、こちらでは一時保護の委託の対象者の範囲を拡大しているという形になっておりまして、平成28年4月から、左側の欄になりますけれども、④のストーカー行為による被害者、⑤の性暴力・性犯罪の被害者、こういった方の一時保護の委託を可能とした形になっております。また、これまで一時保護所が満床でない場合でも、人権、所在地の秘匿による安全の確保、こういった観点からは一時保護が委託可能という形で改正しているところがございます。

続いて、次のページになりますが、改正ストーカー規制法の施行に対応した婦人保護事業の実施についてという形になります。これは、平成28年12月6日に成立しました改正後のストーカー規制法について、平成29年1月3日から施行されるということを踏まえまして、婦人保護事業の実施について、各都道府県に対しての技術的な助言を發した内容となっております。

「1. 職務関係者による配慮等」では、2つ目の○を見ていただきたいのですが、職務関係者として、職務として被害者の身の安全の確保と秘密の保持を図るべき者、これに当たるものについては婦人相談所職員、あるいは相談対応の行政機関職員、民間シェルター職員などが該当するという旨を通知しております。

「2. 国、地方公共団体、関係事業者等の支援」につきましては、先ほど言いましたストーカー被害者の一時保護委託が可能であるということを明記したことをさらに伝えているという形になります。

「3. ストーカー行為等の防止等に資するためのその他の措置」ですが、こちらは2つ目の○の相談窓口の周知になります。これは平成25年の改正法によりまして、婦人相談所がストーカー被害者に対する支援を行うための施設として明確に位置づけられましたが、多くの婦人相談所のホームページなどにおいて、ストーカー被害の相談支援を実施している旨が明示されていないということがありましたので、それをわかりやすく明示することをお願いしているという内容になっております。

「4. 支援等を図るための措置」として、必要な体制整備、必要な財政上の措置、その他必要な措置となっておりますが、このその他必要な措置につきましては、ストーカー被害者に対する婦人相談所等による支援を適切に実施するためのマニュアルの整備、こういったものが今後考えられるということを示しております。

続きまして、平成29年度婦人保護事業関係予算案の概要ですが、平成29年度における新規施策、それから拡充のものを中心に御説明させていただきます。

2つ目の大きな囲みの中の上から3つ目の○ですが、新たに婦人保護施設入所者の就職活動のための旅費を支給するという形にしまして、ここでは、入所者と、その入所者に同行する職員の旅費を新たに支給するという形になっております。

それから、その下の下線になりますが、同伴児童のケアを行う指導員の配置。これは婦人相談所の一時保護あるいは一時保護施設に女性と同伴する児童がいる場合の関係ですけれども、指導員の配置をこれまで5人を超える場合は最大2名までの職員配置の加算を行っていましたが、児童が10人を超える場合には最大3名まで職員の配置を可能としたところになっております。

続いて、次のページになりますが、3つ目の大きな囲みの婦人相談員活動強化という部分になりますけれども、こちらでは婦人相談員の手当につきまして、平成29年度においては月額最大14万9,300円という形で見直しを図っておりまして、今後も改善を図っていききたいという希望でいます。

4つ目のDV対策等の機能強化ですが、こちらでは2つ目の○ですけれども、婦人相談員等の経験年数等に応じた研修が実施できるよう、研修回数を年1回から3回に増加しまして、研修の充実を図っていくという内容になっております。

最後になりますが、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」に関する緊急対策、先ほど事務局からも説明がありましたが、3月31日に関係府省対策会議において決定されたという内容になっておりまして、その緊急対策の中で、厚生労働省において早急に取り組んでいくべきものという形でまとめたものになっております。済みません、ここで案と書いてあるのですけれども、「1. 様々な機会や媒体を活用した相談窓口の積極的な周知」は緊急対策としても行われておりますので、3月31日付で各都道府県に通知をしまして、厚生労働省からお願いをしている内容となっております。

次の「2. 関係機関、民間支援団体等と連携した適切な相談・支援体制の整備」、こういったものを今後検討していくこととしておりまして、こうした内容で今後着手していくという形になっております。

以上、簡単ではございますが、厚生労働省の説明になります。

○辻村会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に対して、御意見、御質問ございますでしょうか。

原委員。

○原委員 先ほども少しお話をさせてもらったのですが、連携のあり方をこれから大きく見直していくときに、婦人保護事業のあり方というか、婦人保護という名前も含めてなのですけれども、そういうものから今後変えていく必要性も感じています。根拠法が売春防止法で、実際に現場がどれだけ支援という視点で被害者にかかわっているかどうかわかりませんが、指導という視点でかかわる相談員も少なくないという状況の中で、本当にその方に合う自立支援がどれだけやっていけるのかというところは、現場にいる者としては連携の難しさも含めて非常に問題を感じているところがあります。

また、相談員の給与が上がっているようにも見えますけれども、いろいろな相談機関で雇いどめの問題もあります。ちなみに、うちの相談員は雇いどめはもうなくなりました。そうやって、より専門的に相談業務に携われる者たちをふやそうという意識をつくっていかないといけないというところ来说うと、特に婦人相談所、女性相談所のあり方です。これもできれば抜本的に見直してほしいと思っています。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

たくさん手が挙っていますが、小西委員、どうぞ。

○小西委員 今の御意見に賛成なので、ちょっと言いたいと思いますが、ここにだけ婦人相談所という名前が残っていて、根拠法も本当にそのままのところにつけ加えられてきていることで、いろいろ動きにくい問題もあると思います。本当に小さい現場の市などに行っても、女性関係は、ほぼ呼称が「女性〇〇」のようになっているのに、ひとりだけ婦人相談員という名前になっていて、とても不思議な感じがいたします。いろいろな事情があるのかもしれないけれども、例えば現在の被害者保護ということにいろいろな特化した事業があるのでしたら、それにふさわしい名前にしていただけたらいいのになと思っています。

婦人相談員さんの月額の見直しに関しては、実際にそういう方にお話を聞くと、いろいろ不十分な点がむしろ制度にもあるという、今のお話もそうだと思います。まずはやはり月額が余りにも低くて、専門家ボランティアみたいな形でしかまともに動ける人が使えない今の状況、それから、女性の賃金が低いことは、男女共同参画全体の大きな問題であるのに、非常勤雇用の非常に低賃金の人たちにしか自分たちの安全が支えられていないことの皮肉、ということを受けとめていただきたいと思っています。

○辻村会長 ありがとうございます。

可児委員、お願いします。

○可児委員 一時保護の関係なのですけれども、配暴センターであったりとか警察へのDVの相談の件数は毎年右肩上がりに増えているのに、一時保護件数だけはここ数年頭打ちというか、減ってきているのですね。そういったことに関しての何らかの原因分析みたいなことをされているのか。もしされていないのだとしたら、きちんと原因を分析して、それに対する対策を打つ必要があるのではないかと感じます。

それから、相談員さんのことと言わせていただきますと、私もふだん相談員さんとかかわりながら仕事をするのが非常に多いのですが、やはり雇いどめの問題が非常に大きくて、せっかく何年も相談員としてやられて、スキルが上がってきたところで、そこから離れられてしまうのですね。そうすると、その地域での被害者支援の質がガクンと落ちてしまって、それまでできていた弁護士との間のつながりもそこでバンと切れてしまったりするものですから、その問題は非常に重要ではないかと思っています。せっかく築いてきたスキルが途切れることがないような形で相談員としてやっていけるような対策が要るのではないかと感じます。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。よろしいでしょうかね。

これは私のほうからも、毎回発言していて恐縮なのですが、この婦人保護事業というネーミングですね。これは売春防止法が根拠であるということですが、今回の事業の根拠法の中には、DV防止法やストーカー規制法も入っており、これらでは、被害者が男女ともに含まれているわけです。その男女ともに含まれている法律を根拠としつつ、女性のみを保護する事業だということ自体、それから婦人という用語も含めて非常に矛盾に満ちているので、重点方針2016のときに、社会の変化に見合った婦人保護事業のあり方について検討するというところで、事業の名称も変えるとか、法改正も考えて頂きたいという意見を出しておりました。ここでは女性、まして

や婦人と書くのではなく、性暴力等被害者等保護事業でもいいし、いろいろ考えられると思うのですが、これについては去年も同じことを言ったはずですが、全然御検討はなく、また今回、婦人保護事業として提出されてきたというのは、厚労省のほうではどうお考えなのでしょうか。

根拠法律自体が両性を問題にしている、かつ、今度、性犯罪被害者も刑法177条の改正で両性が入るように法改正されようとしているのです。そういう法律の展開の中で、古い売春防止法に基づいた婦人保護事業のネーミングをそのまま使って、そこに改正ストーカー法なども全部含めていくというのは、構造が矛盾しており、どんどん矛盾が広がっていくのではないかと危惧するのですが、そこについて厚労省はどのように考えなのでしょうか。お答えいただければと思います。

○度会母子家庭等自立支援室長 非常に難しい御質問ですが、我々のほう、婦人相談所のそもそもの設置規定が売春防止法に基づいておりまして、その中で婦人保護という形が使われております。皆様のいろいろな御意見があると思いますので、実態をまずは確認して、今のいわゆる重点方針2016では、社会の変化に見合った婦人保護事業のあり方について検討を推進する。

○辻村会長 検討には、名前も含むというのがどこかに、議事録に入っていると思います。私は発言した記憶があります。

○度会母子家庭等自立支援室長 実態の状況を確認しながら、今後検討していくという形になると思っております。

それから、婦人相談員の手当の関係ですが、29年度、長年上げられなかった手当の金額を上げることができたという形になっております。そして、本来はもう少し上げたいという思いがありますので、また30年度の要求に向けて、これを上げていきたいという形で考えております。

○辻村会長 原委員、どうぞ。

○原委員 実態の状況の把握は、それはそれでぜひやっていただきたいのですが、現場が困っているということをよくおわかりいただいて、実態把握をしていただきたいと思います。

○辻村会長 何か御意見ありますか。いいですか。

事業の名称の話は、これはもう決まりというか、この事業として出して予算がついたので、この事業としてするしかないという形ですか。

○度会母子家庭等自立支援室長 名称はそうですね。婦人保護事業。

○辻村会長 それは変えられないですか。

○度会母子家庭等自立支援室長 今の段階では、ちょっと。

○辻村会長 でも、まだ重点方針2017は確定していませんから、出したときはそうだったけれども、専門調査会等からいろいろな意見が出て、この事業名を修正するという事は不可能ですか。

○度会母子家庭等自立支援室長 29年度についてはこの名称で行っておりますので、婦人保護事業という形で予算のほうの承認もいただいておりますので。

○辻村会長 そうすると確認ですが、配偶者、DV法などの場合には男性被害者も入りますし、ストーカーの場合も男性被害者も入るのですが、それは除外して、被害者の中の女性だけが相談や保護ができるということですか。

○度会母子家庭等自立支援室長 相談については男性も含めていますが、一時保護とか。

○辻村会長 相談には来るけれども、保護はしない。

○度会母子家庭等自立支援室長 そこはちょっと難しいという形になっております。

○辻村会長 どうぞ。

○阿部委員 婦人相談所という形で一時保護施設が、厚労省の名前では婦人相談所。でも、もう一つの名前は女性相談所という形で、2つの名前を持つ施設。あるいは、根拠法が売春防止法という、非常に通常理解しにくい、なれていかないとこうするしかないのだよと私どもはならされてきているのですが、やはりどこか非常に矛盾を感じます。

それから、本当に売春、転落のおそれがある婦女子という古い言い方の一時保護の件数は本当に実態としてあるのかどうかというところを、毎年毎年繰り返してもしようがないので、できるだけ速やかに実態把握をしていただいて、名称と実態が合うような用語を使っていただけたら、非常にわかりやすいのではないかと思います。

○辻村会長 同じ議論は去年も出ていましたね。それから1年たったわけですが、その間に全く検討がされなかったのか、どういう検討結果に至ったのか、そのあたりが知りたいところです。確かに何人もの方がおっしゃって、私も言った記憶がありますし、多分議事録にも載っていると思いますが。

○度会母子家庭等自立支援室長 大変申しわけありません。やはり先ほど私がお答えしたように、今後、実態を把握しつつ、検討を進めていくという形になります。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、時間の関係で本日の議事はここまでとさせていただきますけれども、この重点方針2017についての議論は、また次回も行うということで、今後、お気づきになりました点、御意見などがありましたら、事務局までメールでも何でもお知らせくださればありがたいと思います。

それでは、事務局から今後の開催予定等について通知をお願いいたします。

○馬場暴力対策推進室長 今後の開催の前に、先ほど市町村への働きかけの取組について可児委員から御質問がございましたけれども、1点補足させていただきます。

研修を行っている旨をお伝えさせていただきましたけれども、このほかに、市町村からセンターを設置するために要請があった場合に、地方公共団体の行政職員とか担当者に対しまして、他の支援センター長の経験者などのアドバイザーを派遣する取組も行っているところでございます。以上でございます。

それでは、次回の開催についてでございますけれども、4月28日を予定しております。引き続き関係省庁からのヒアリング等を予定しておりますが、改めて御連絡させていただきます。

また、本日お配りしております紙ファイルの資料につきましては、次回以降も適宜御覧いただきたいと思っておりますので、置いたままでも結構でございます。

以上でございます。

○辻村会長 それでは、終わりたいと思いますが、よろしいですか。何かございましたら事務局のほうにお申し出いただきたいと思っております。

それでは、これで第87回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を終わらせていただきます。
本日はどうも御苦勞さまでございました。ありがとうございました。